

# 令和3年度技能講習等実施計画表 (令和3年4月より令和4年3月まで)

(技能講習登録有効期限：2019年4月1日～2024年3月31日)

〒760-0026 高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3階(裏に地図)

建設業労働災害防止協会香川支部

電話(087)821-5243 F A X (087)821-5229



詳細は  
ホームページで!

講習種別 区分	車両系建設機械(整地・運搬・積込用、掘削用)運転技能講習	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習	高所作業車運転技能講習	玉掛け技能講習
香川労働局長登録番号	第30号	第68号	第67号	第66号	第91号
実施日	学科:4月(12,13) 実技:4月(14・15・16) 学科:6月(28,29) 実技:6月(30)・7月(1・2) 学科:10月(18,19) 実技:10月(20・21・22) 学科:2月(28)、3月(1) 実技:3月(2・3・4) ※実技は1日のみ	4月(19・20)・7月(5・6)・10月(25・26) 3月(7・8) ※受付順でどちらか1日(学科・実技)	学科:11月(24,25) 実技:11月(26)	学科:4月(26) 実技:4月(27・28) 学科:6月(7,8) 実技:6月(9・10・11) 学科:9月(13) 実技:9月(14・15) 学科:3月(22,23) 実技:3月(24・25)	4月(1,2)・5月(6,7)・6月(1,2) 8月(31)、9月(1)・10月(4,5) ※2日間講習 (1日目:学科)(2日目:学科・実技)
定員	60名	20名	20名	60名	20名
受講料	18時間講習 46,650円 14時間講習 45,050円 いずれも実技5時間を含む ※18時間講習は10月のみです。	5時間講習 30,250円 実技2時間を含む	15時間講習 43,950円 11時間講習 40,100円 いずれも実技4時間を含む	17時間講習 50,950円 14・12時間講習 47,600円 いずれも実技6時間を含む ※17時間講習は6月・3月のみです。	16・13時間講習 29,000円 いずれも実技5時間を含む
テキスト代	1,870円(会員840円)	1,740円(会員780円)	1,740円(会員780円)	2,090円(会員940円)	1,650円(会員820円)
受講対象者	1. 大型特殊自動車免許者。 2. 大型、中型、準中型又は普通自動車免許者で小型車両系建設機械(整地用)又は(解体用)又は不整地運搬車の特別教育修了後、運転の業務に3ヶ月以上従事した経験のある者。 3. 小型車両系建設機械(整地用)又は(解体用)又は不整地運搬車の特別教育修了後、運転業務に6ヶ月以上従事した経験のある者。	1. 車両系建設機械(整地・運搬・積込用、掘削用)運転技能講習修了者。  (上記の方のみを対象とした講習です。)	1. 大型特殊自動車免許者。 2. 大型、中型、準中型又は普通自動車免許者で小型車両系建設機械(整地用)又は(解体用)又は不整地運搬車の特別教育修了後、運転の業務に3ヶ月以上従事した経験のある者。 3. 小型車両系建設機械(整地用)又は(解体用)又は不整地運搬車の特別教育修了後、運転業務に6ヶ月以上従事した経験のある者。	・17時間講習は学科1.5日 実技1日 ・12・14時間講習は学科1日 実技1日	1. 1t以上の玉掛け補助作業の業務に6ヵ月以上従事した経験のある者。 2. 特別教育修了後1t未満の玉掛けの業務に6ヵ月以上従事した経験のある者。
講習科目一部免除者	(14時間講習) 1. 大型特殊自動車免許者。 2. 受講対象者の2に該当する者。 3. 不整地運搬車運転技能講習修了者。		(11時間講習) 1. 大型特殊自動車免許者。 2. 受講対象者の2に該当する者。 3. 建設機械施工技術検定1級合格者で実地試験においてトラクター系を選択しなかった者または2級第2種から第6種に合格した者。 4. 車両系建設機械(整地・運搬・積込み、掘削用)または(解体用)運転技能講習修了者。	(14時間講習) 1. 建設機械施工技術検定合格者。 2. 大型特殊、大型、中型、準中型又は普通自動車免許者。 3. フォークリフト、ショベルローダー車両系建設機械又は不整地運搬車運転技能講習修了者。 (12時間講習) 1. 移動式クレーン運転免許者、S47年3月交付までのクレーン運転士免許修了者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者。	(13時間講習) 1. クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者、床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
対象業務	整地・運搬・積込用、掘削用建設機械であって機体重量3t以上で自走できるものの運転業務。 (令20条12号) (助成金対象)	解体用機械(ブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機)であって機体重量3t以上で自走できるものの運転業務。 (令20条12号) (助成金対象)	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転の業務。 (令20条14号) (助成金対象)	作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転の業務。 (令20条15号) (助成金対象)	つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務。 (令20条16号) (助成金対象)

◆以下の講習については、受講希望者が20名程度になれば実施します。 少人数の場合は近県の登録講習機関を紹介します。
講習名
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
ずい道等の覆工作業主任者技能講習
鋼橋架設等作業主任者技能講習
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習

建設労働者確保育成助成金制度のご案内
建設労働者確保育成助成金制度は、中小建設事業主が従業員に技能実習を受講させた場合、一定の要件に該当すれば受講料及び賃金の一部が事業主に対して助成される制度です。詳細については、当支部にお問い合わせください。

講習種別 区分	足場の組立て等作業主任者技能講習	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	石綿作業主任者技能講習
香川労働局長登録番号	第3号	第4号	第10号	第77号	第43号	第51号	第84号
実施日	5月(24,25)・7月(27,28) 9月(2,3)・11月(4,5)、1月(25,26)	5月(10,11)・2月(8,9)	8月(3,4,5) 1月(12,13,14)	6月(23,24)・1月(20,21)	9月(9,10)	12月(16,17)	7月(14,15)・11月(17,18) 2月(2,3)
定員	100名	100名	100名	100名	100名	100名	100名
受講料	全科目受講者 11,000円 一部免除者 9,650円	全科目受講者 11,400円 一部免除者 10,150円	全科目受講者 16,950円 一部免除者 10,750円	全科目受講者 11,200円 一部免除者 10,000円	全科目受講者 10,900円 一部免除者 9,700円	全科目受講者 11,400円 一部免除者 10,150円	12,500円
テキスト代	1,870円(会員840円)	2,210円(会員990円)	2,910円(会員1,310円)	2,090円(会員940円)	1,740円(会員780円)	2,440円(会員1,100円)	2,760円(会員1,240円)
受講対象者	1. 対象作業に3年以上従事した経験のある者。 2. 大学、高専、高校において、土木、建築、造船科を卒業後同業務に2年以上従事した経験のある者。 3. 職能法によるとび科、建築科修了者で同業務に2年以上従事した経験のある者。  (注)作業の経験年数に2017年7月1日以降を含む場合、足場の組立て等特別教育修了証の写を添付して下さい。	1. 対象作業に3年以上従事した経験のある者。 2. 大学、高専、高校において土木、建築科卒業後同業務に2年以上従事した経験のある者。 3. 職能法による建設、建築、ブロック建築、とび科修了者で同業務に2年以上従事した経験のある者。	1. 対象作業(地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付若しくは取り外しに関する作業)に従事した経験が3年以上ある者。 2. 大学、高専、高校において、土木、建築、農業土木科を卒業した後対象業務に2年以上従事した経験のある者。 3. 職能法による建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科、土木系土木施工科、土木系さく井科(旧同法による建築、建設、土木、さく井、とび科を含む)の修了者で対象業務に2年以上従事した経験のある者。	1. 対象作業に3年以上従事した経験のある者。 2. 大学、高専、高校において土木、建築科卒業後、同業務に2年以上従事した経験のある者。 3. 職能法によるとび科、建築科修了者で同業務に2年以上従事した経験のある者。	1. 対象作業に3年以上従事した経験のある者。 2. 大学、高専、高校において土木、建築科卒業後、同業務に2年以上従事した経験のある者。 3. 職能法による建築科、とび科(木造軸組)、プレハブ建築科(木質構造施工)修了者で同業務に2年以上従事した経験のある者。	1. 対象作業に3年以上従事した経験のある者。 2. 大学、高専、高校において土木、建築科卒業後、同業務に2年以上従事した経験のある者。 3. 職能法によるとび科(解体専攻)修了者で同業務に2年以上従事した経験のある者。	建設業で解体等の作業の作業主任者になろうとする者。
講習科目一部免除者	(3時間講習) 1. 受講対象者の3に該当する者。 2. とび1・2級検定合格者。	(3時間講習) 1. 職能法によるとび科、建築科、ブロック建築科及び型枠科を修了した者で2年以上の経験のある者。 2. 職能法施行令のブロック建築又はとび1・2級検定合格者。	1. 職能法による建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科、土木系さく井科(旧同法による建設、土木、さく井科を含む)修了者。 2. 1・2級土木施工管理技術検定に合格した者。 3. 職能法による建設科、土木科、又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。	(8時間講習) 1. 鋼橋架設・コンクリート橋架設作業主任者技能講習修了者。 (3時間講習) 1. 職能法によるとび科、建築科修了者で2年以上の経験のある者又はとび1・2級検定合格者。	(8.5時間講習) 1. 足場の組立・型枠支保工・建築物の鉄骨・鉄骨の組立のうち1つの作業主任者技能講習修了者。 (3時間講習) 1. 受講対象者の3に該当する者。 2. 建築大工、とび1・2級検定合格者。	(3時間講習) 1. 職能法の上記3修了者又はとび1・2級検定合格者。	
対象業務	つり足場、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業。 (令6条15号) (助成金対象)	支柱、はり、つなぎ、筋かじ等の部材により構成され、建設物におけるスラブけた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する型枠支保工の組立、解体の作業。 (令6条14号) (助成金対象)	高さ2m以上の地山の掘削の作業(令6条9号)土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取り付け、取りはずしの作業(令6条10号) (助成金対象)	建築物の骨組み、又は塔で金属製の部材により構成されたもの(高さ5メートル以上のもの)の組立て、解体又は変更の作業。(令6条15の2号) (助成金対象)	軒高5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立作業、又これに伴う屋根下地、外壁下地の取付け作業。 (令6条15の4号) (助成金対象)	高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業。 (令6条15の5号) (助成金対象)	石綿を含む、建材の解体作業など、石綿等取扱い(又は製造)の作業(令6条23号)

(注)・略語について、職能法：職業能力開発促進法、安衛法：労働安全衛生法、令：労働安全衛生法施行令、安衛則：労働安全衛生規則

・助成金対象…建設労働者確保育成助成金対象講習

・観音寺…香川県建設業協会西讃支部会館で開催

	職長・安全衛生責任者教育 (リスクアセスメントを含む)	職長・安全衛生責任者 能力向上教育	現場管理者 統括管理講習	足場作業主任者 能力向上教育	施工管理者等のための 足場点検実務者研修	足場の組立て等の作業に係る 業務の特別教育 (6時間講習)		丸のこ等取扱い作業 の安全衛生教育	石綿使用建築物等 解体等業務特別教育	熱中症予防指導員・管理者研修
実施日	4月(7,8)・5月(20,21) 6月(21,22)・8月(17,18) 10月(13,14)・11月(30)、12月(1) 2月(15,16)	7月(13) 2月(18)	1月(7)	8月(27)	9月(24)	高松 4月(15) 6月(9) 8月(26) 11月(8)	観音寺 1月(31)	7月(20) 2月(10)	7月(12)	6月(3)
定員	48名	48名	30名	30名	30名	80名	30名	30名	30名	30名
受講料	13,200円	9,050円	9,750円	9,650円	8,350円	9,650円		7,750円	7,550円	8,050円
テキスト代	2,330円(会員 1,050円)	1,080円(会員 480円)	1,980円(会員 890円)	1,740円(会員 780円)	1,740円(会員 780円)	900円(会員 400円)		1,170円(会員 520円)	930円(会員 420円)	2,310円(会員 1,040円)
受講対象者等	職長：事業者を選任され新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督するもの (安衛法60条) 安全衛生責任者：関係請負人に選任され、統括安全衛生責任者との連絡その他の事項を行うもの (安衛法16条)	「職長・安全衛生責任者教育(リスクアセスメントを含む)」を修了してから概ね5年を経過した者。 職長等及び安全衛生責任者の再教育に関する通達(平成3年1月21日(基発39号)) (平成28年10月12日(基発1012第1号)) (平成29年2月20日(基発0220第3号))	現場管理者(現場所長、現場監督等)。 統括安全衛生責任者(安衛法15条) 元方安全衛生管理者(安衛法15条2) 店社安全衛生責任者(安衛法15条3)	足場の組立等作業主任者の資格取得後5年経過者。 (平成元年5月22日基発246号)	・建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者 ・店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者 ・職長等で足場を使用して始業前点検を行う人 (安衛則567条)	高さ、種類に関係なく足場の組立て等の作業を行う者。 (安衛則36条39号)  (助成金対象)		丸のこ等に関する正しい知識や使用方法を習得できるよう実技等を交えた安全衛生教育。 (基安発0714第3号、特別教育に準じた教育)	石綿を含む建築物の解体・改修工事等の作業に従事する者。 (安衛則36条37号)	・衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、施工管理者及び職長・安全衛生責任者等で熱中症予防のための指導・教育を行う者。

	小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込用、掘削用) 運転特別教育	ローラー運転者特別教育	酸素欠乏・硫化水素 危険作業特別教育	自由研削といしの取替え 又は取替え時の試運転の 業務に係る特別教育	低圧電気取扱い業務 特別教育	フルハーネス型安全帯 使用作業特別教育	建設工事の職場環境改善 実施担当者講習 (メンタルヘルス講習)
実施日	学科:5月(12) 実技:5月(13・14) 学科:7月(7) 実技:7月(8・9) 学科:9月(6) 実技:9月(7・8) 学科:11月(10) 実技:11月(11・12) 学科:3月(15) 実技:3月(16・17) ※学科1日、実技1日	学科:5月(26) 実技:5月(27・28) ※学科1日、実技1日	10月(15)	12月(7)	8月(20)	高松 4月(6)・5月(17) 7月(26)・10月(6) 11月(29)・12月(10) 1月(27)・3月(10)	観音寺 6月(4) 2月(24)  1月(28)
定員	60名	60名	20名	30名	30名	60名	30名
受講料	19,100円	19,000円	8,350円	11,250円	10,050円	6時間講習 9,650円	9,650円
テキスト代	1,130円(会員 510円)	1,510円(会員 680円)	1,170円(会員 520円)	870円(会員 390円)	1,170円(会員 520円)	900円(会員 400円)	6,620円(会員 5,460円)
受講対象者等	誰でも受けられます。 (ただし、18才以上) 機体重量3t未満の小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)の運転の業務。 (安衛則36条第9号)  (助成金対象)	タイヤローラー、ロードローラー、振動ローラー、タンピングローラー等を運転する者。 (安衛則36条10号)  (助成金対象)	酸素欠乏・硫化水素中毒の恐れがある場所へ立入る危険のある者全員及び酸欠症等予防のための指導・教育を行う者。	携帯用グラインダ、卓上グラインダ、切断機等の研削と石の取替え又は取替時の試運転を行う者。 (安衛則36条第1号)	建設工事等で分電盤等の接続作業等を行う者。但し、開閉器の操作の業務のみ。(実技教育が1時間のため)「低圧の活線作業」の業務を行う場合は実技教育7時間以上を事業主が行ってください。 (安衛則36条4号)	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く)	現場における「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」及び建設現場における職場環境改善手法を指導する店社担当者のための講習 (建設業におけるメンタルヘルス対策)

### 法定特別教育並びにその他の安全教育

開催の要望があれば、臨時開催いたします。  
出張講習にも応じます。  
土・日など休日でも都合がつけば開催できます。

講習名
巻上げ機(ウインチ)の運転の業務に係る特別教育
刈払い機取扱い作業に対する安全衛生教育
振動工具の取扱い作業従事者教育
建設業等における作業者のための熱中症予防教育(2H)
建設従事者教育(6時間教育)
のり面ロープ高所作業特別教育

